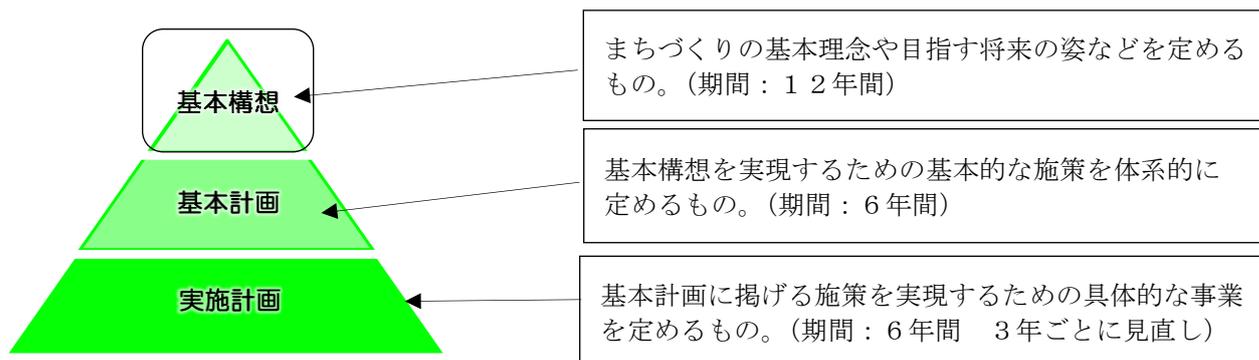


鎌ケ谷市基本構想（案）の概要について

1 基本構想の目的

本市におけるまちづくりの指針は、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例に基づき、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する総合基本計画に示しています。

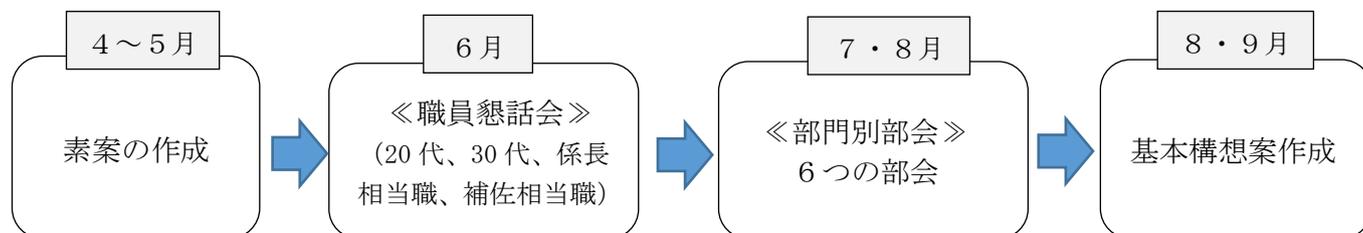
基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和14年度までを目標年度とし、まちづくりの基本理念、本市が目指す将来の姿、基本目標を示したものです。



2 これまでの検討状況

平成31年3月に策定した「総合基本計画基礎調査報告書」の結果を踏まえ、基本構想（素案）を策定後、庁内の階級別職員に意見を聴く「職員懇話会」を開催しました。

その後、職員懇話会の意見を踏まえて修正した基本構想（案）に基づいて、各部長が部会長となる「部門別部会」で検討し、基本構想（案）を策定しました。



3 基本構想（案）の構成

章	章名	趣旨	概要
はじめに		総合基本計画全体の構成、計画期間を定めるもの	基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和14年度までを目標年度とする（12年間）
第1章	まちづくりの基本理念	まちづくりの主体となる市民、事業者、行政の基本姿勢を示すもの	《基本理念》 「みんなでつくるふるさと 鎌ケ谷」

章	章名	趣旨	概要
第2章	鎌ヶ谷市が目指す将来の姿 (都市像)	これまでのまちづくりの進展を踏まえて、今後市が目指す将来の姿をキャッチフレーズとして示すもの	《都市像》 「人と緑・産業が共生する 未来へひろがる 鎌ヶ谷」
第3章	基本目標	前章の「鎌ヶ谷市が目指す将来の姿」を実現するため、5つの基本目標を設定するとともに、その方向性を定めるもの	《基本目標》 ①誰もが健康でいきいきと暮らせるまち(保健・福祉) ②子どもの生きる力をはぐくむまち(子育て・教育) ③自然と調和した 災害に強いまち(安全・環境) ④にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち(都市基盤整備・産業) ⑤豊かな心と生きがいを実感できるまち(文化スポーツ・生涯学習)
第4章	基本構想の実現に向けて	持続可能な行財政運営の推進等について、その方向性を示すもの	「行財政運営」「市民との協働」「地域コミュニティ」「男女共同参画」の方向性を示すもの

※ 全文は、別添のとおり

4 現行基本構想との主な変更点とその理由

次期基本構想は、現行の基本構想で定めていた「人口」「土地利用」「施策の基本方向」を明記せず、これら項目は基本計画で定めるものとします。

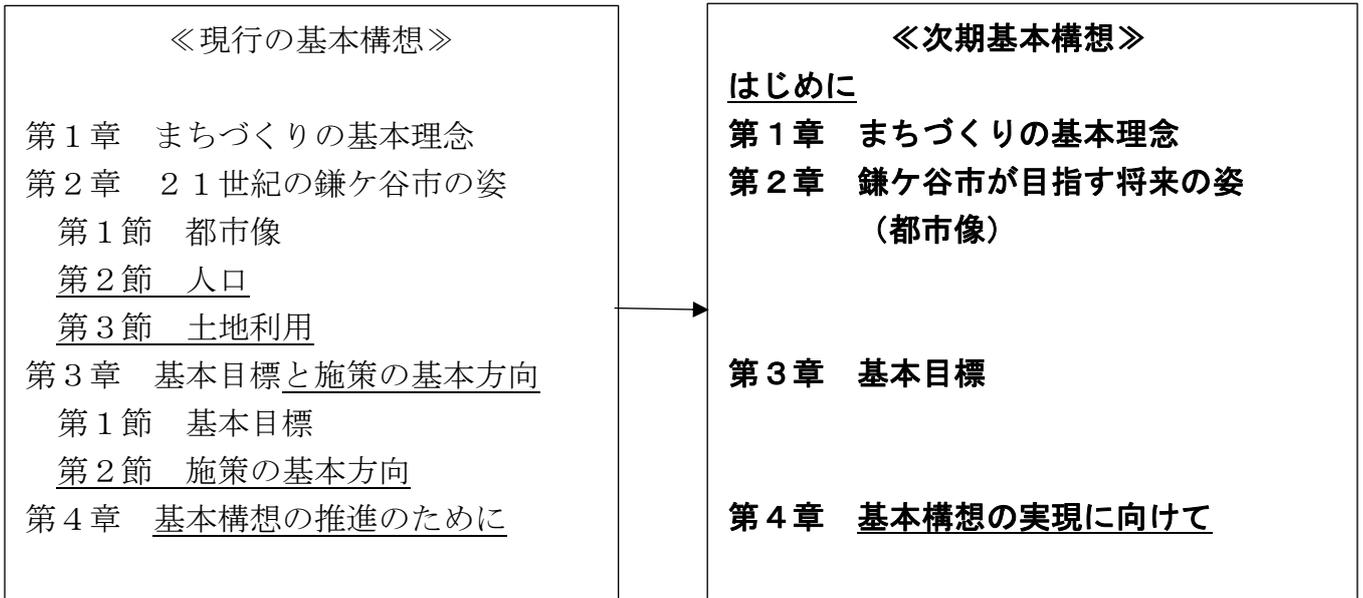
この背景には、平成23年に地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定義務が廃止されたことがあります。この廃止は、地方分権の推進の一環としてなされたものですが、その狙いは、市町村の自主性の尊重と創意工夫を期待するところにあります。

ただ、市町村の判断において、議会の議決を経て、基本構想を策定することは可能とされたことから、まちづくりの指針とすべく、本市においては、従来通り議会の議決を経て、基本構想を定めることとしました。

一方で、従来のように、人口、土地利用、施策の基本方向まで基本構想で定めることは、急激に変化しつつある社会、経済情勢への速やかで弾力的な対応が困難になり、結果として、多様化する市民ニーズへの対応にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、新しい基本構想では、本市のまちづくりの基本理念、本市が目指す将来の姿、これを実現するための基本目標を中心に示し、具体的な施策は基本計画に委ねるものとしました。

現行の基本構想との構成比較



※ アンダーラインが変更箇所

5 今後のスケジュール

時期	内容
10月	①パブリックコメントの実施 ②議会への意見照会 ③総合基本計画審議会への諮問及び答申
11月上旬	上記意見、審議会の答申等を踏まえた修正案を再度庁議で審議
11月中旬	基本構想（最終案）の決定
12月	鎌ヶ谷市議会定例会12月会議に基本構想（最終案）の上程